

新潟市区政創造推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 地域(区)における自治の深化に向けて、国の制度改正への対応や、人口減少社会において持続可能な行政サービスを提供する観点などから、中・長期的な課題を含めた区のあり方について調査研究し、本市にふさわしい区政を検討・推進するため、区政創造推進会議(以下「会議」という。)を設置する。

(検討・推進事項)

第2条 会議の検討・推進事項は、次のとおりとする。

- (1) 区の権限強化に関する事項
- (2) 総合区制度に関する事項
- (3) 区の規模や数に関する事項
- (4) その他、本市にふさわしい区政の検討・推進に関する事項

(組織)

第3条 会議は、政策企画部長、統括政策監、市民生活部長、総務部長、財務部長、新潟市区長会議設置規程(平成26年新潟市訓令第3号)に規定する議長及び副議長で構成する。

- 2 会議に座長及び副座長を置き、座長には政策企画部長を、副座長には市民生活部長を充てる。
- 3 座長は、会議を総括する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長が欠けたとき又は座長に事故があったときは、その職を代理する。

(会議の開催)

第4条 会議は、座長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 座長が必要と認めるときは、会議に会議構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(課長会議の設置)

第5条 会議に、課長会議を設置する。

- 2 課長会議にはリーダーを置き、座長が指名する。
- 3 その他課長会議に関する事項は、座長が定める。

(ワーキンググループの設置)

第6条 会議は、第1条の目的を達成するため、ワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループにはリーダーを置き、座長が指名する。
- 3 その他ワーキンググループに関する事項は、座長が定める。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、政策企画部に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月11日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月22日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月28日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成28年5月24日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成29年6月5日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年12月16日から施行する。